

自転車の交通事故状況

平成 24 年中、市内の自転車の交通事故発生状況は、

発生件数 610 件 (前年比 +37 件 +6.5%)

死者数 2 人 (前年比 ± 0 人)

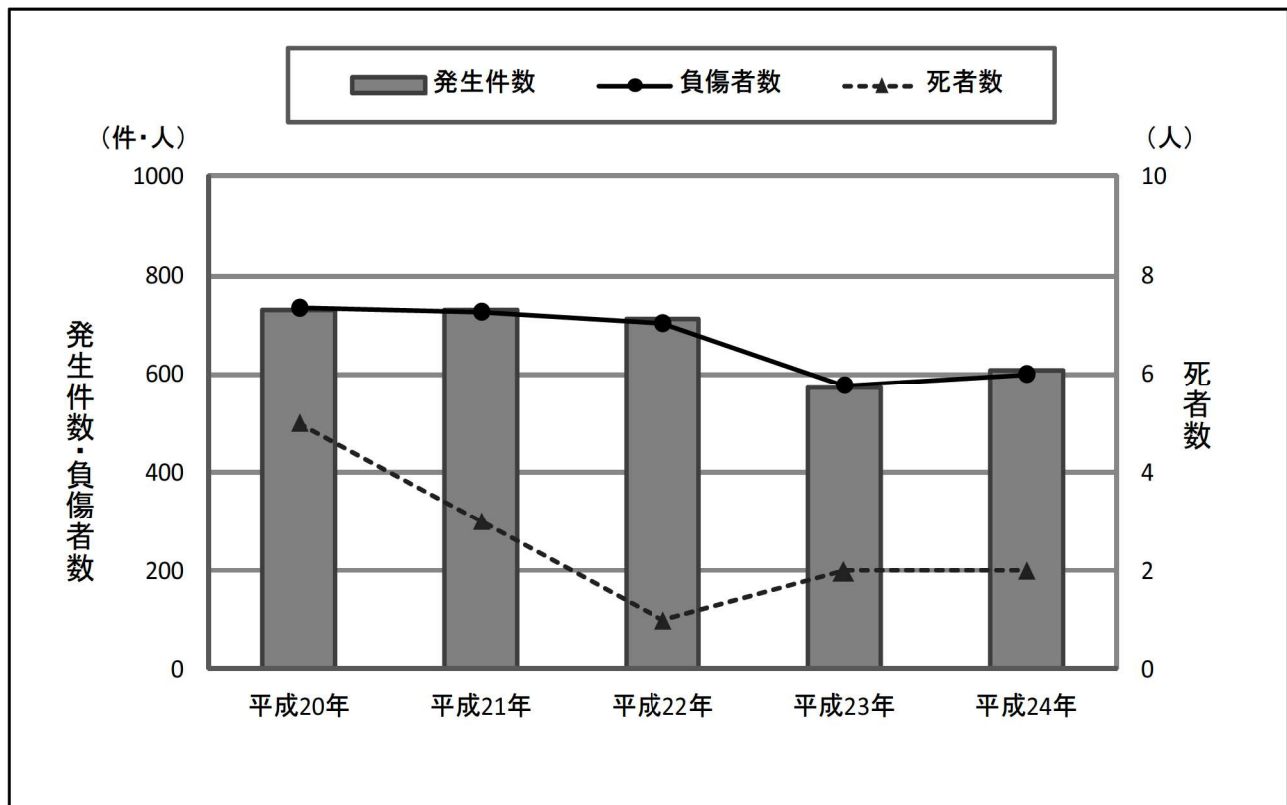
負傷者数 600 人 (前年比 +23 人 +4.0%)

であり、発生件数・負傷者数が増加してしまいました。また、全事故発生件数の 32.9%を占めています。

違反者(第一当事者)の主な事故原因は、「安全不確認」によるものが最も多く、次いで「前方不注意」となっています。

1) 過去 5 年間の自転車の交通事故状況

年別	区分	発生件数	死傷者数	
			死者数	負傷者数
平成20年		731	5	734
平成21年		731	3	726
平成22年		711	1	703
平成23年		573	2	577
平成24年		610	2	600



2) 月別発生件数

区分		月別												合計
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
23年	件数	45	39	48	55	53	41	36	44	46	64	42	60	573
	構成率 (%)	7.9	6.8	8.4	9.6	9.2	7.2	6.3	7.7	8.0	11.2	7.3	10.5	100.0
24年	件数	48	40	40	48	40	55	49	61	43	75	56	55	610
	構成率 (%)	7.9	6.6	6.6	7.9	6.6	9.0	8.0	10.0	7.0	12.3	9.2	9.0	100.0

3) 時間別死傷者数

区分 時間別	平成23年		平成24年	
	死傷者	構成率 (%)	死傷者	構成率 (%)
0 ~ 2	1	0.2	3	0.5
2 ~ 4	1	0.2	3	0.5
4 ~ 6	5	0.9	1	0.2
6 ~ 8	56	9.7	74	12.3
8 ~ 10	112	19.3	112	18.6
10 ~ 12	81	14.0	60	10.0
12 ~ 14	59	10.2	63	10.5
14 ~ 16	70	12.1	68	11.3
16 ~ 18	96	16.6	89	14.8
18 ~ 20	55	9.5	80	13.3
20 ~ 22	28	4.8	36	6.0
22 ~ 0	15	2.6	13	2.2
合計	579	100.0	602	100.0

4) 年代別死傷者数

区分 年代別	平成23年		平成24年	
	死傷者	構成率 (%)	死傷者	構成率 (%)
幼児	10	1.7	11	1.8
小学生	27	4.7	44	7.3
中学生	15	2.6	18	3.0
高校生	50	8.6	70	11.6
その他20歳未満	14	2.4	16	2.7
20~24歳	37	6.4	34	5.6
25~29歳	43	7.4	42	7.0
30~39歳	88	15.2	99	16.4
40~49歳	90	15.5	96	15.9
50~59歳	56	9.7	47	7.8
60~64歳	35	6.0	35	5.8
65~69歳	40	6.9	22	3.7
70歳以上	74	12.8	68	11.3
合計	579	100.0	602	100.0

5) 原因別発生状況

原因別	第一当事者		第二当事者	
	発生件数	構成率(%)	発生件数	構成率(%)
信号無視	5	6.8	1	0.2
通行禁止	1	1.4	0	0.0
右側通行	3	4.1	6	1.1
歩道等通行	0	0.0	3	0.5
追い越し	0	0.0	0	0.0
右折違反	0	0.0	0	0.0
左折違反	0	0.0	0	0.0
優先通行	0	0.0	3	0.5
交差点安全進行義務	7	9.5	10	1.8
徐行	1	1.4	7	1.2
一時不停止	7	9.5	1	0.2
灯火違反	0	0.0	0	0.0
自転車の通行方法	1	1.4	0	0.0
酒酔い	0	0.0	0	0.0
ハンドル操作不適	3	4.1	2	0.4
ブレーキ操作不適	1	1.4	0	0.0
前方不注意	11	14.9	4	0.7
動静不注視	8	10.8	22	3.9
安全不確認	20	27.0	72	12.8
安全速度	0	0.0	0	0.0
予測不適	1	1.4	8	1.4
その他	5	6.8	4	0.7
違反なし	0	0.0	419	74.6
第三当事者以下	0	0.0	0	0.0
合計	74	100.0	562	100.0

※自転車対自転車の事故は第一当事者、第二当事者欄にそれぞれ計上

「第一当事者」とは、交通事故の発生に直接関係した者で、責任（過失）がより重いか、又は責任（過失）が同程度の場合においては、被害がより軽い方の当事者をいう。

「第二当事者」とは、責任（過失）がより軽いか、又は責任（過失）が同程度の場合においては、被害がより重い方の当事者をいう。